

熊本都市計画地区計画の変更(合志市決定)

都市計画ファミリーニュータウン地区計画を次のように変更する。

名 称	七ツ石地区計画
位 置	合志市須屋字七ツ石2972-49 他49筆 <i>宗玄野 2988番</i>
面 積	約2.5ha
区 域 の 整 備	地区 計 画 の 目 標 本地区は南側が市街化区域に隣接し、みずき台や新開団地等の大型団地とも近接しており、熊本都市圏のベッドタウンとしての環境下でもあるため、地域における居住ニーズの高まりや地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住宅市街地の形成を目標とする。
開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土 地 利 用 の 方 針 良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園・緑地を適宜配置する。 地区 施 設 の 整 備 方 針 地区施設として、市道との接続道路については、幅員6m以上とし、区域内の街区道路についても、原則として幅員6m以上とする。整備区域の中央と西側に街区公園を配置し、地区南側の市道新開2号線沿いには緑地を設ける。 建 築 物 等 の 整 備 方 針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道 路	道路延長 合計約1020m 街区道路 幅員5~7m
		公園 ・ 緑地	約220m ² の公園と約880m ² の公園を設ける 地区南側の市道新開2号線沿いに約160m ² の緑地を設ける
区 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の区分	区分の名称	一般住宅
		区分の面積	約1.7ha 計画面積中住宅地の面積
	建築物等の用途の制限		一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅
	建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		8/10
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		4/10
	建築物の敷地面積の最低限度		200m ²
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること
	建築物の高さの最高限度		10m以下
	建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする
	垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする
備 考			

「区域は計画図表示のとおり」